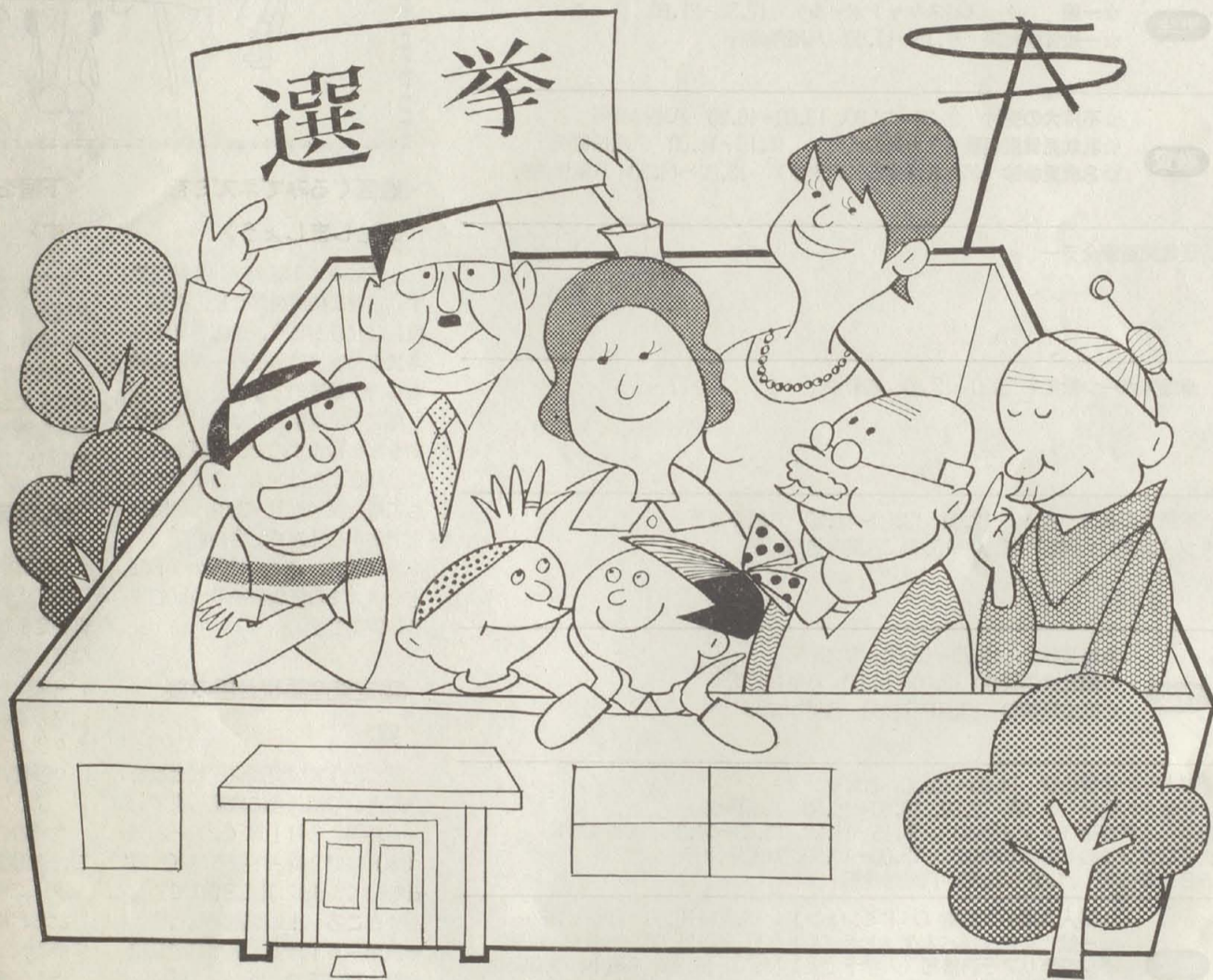


市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

## 市の動き

府議・府知事選の投票日 4月13日  
市議・市長選の投票日 4月27日



統一地方選挙の投票日が決まりました。これから4年間の府政をたくす「大阪府議会議員および知事一般選挙の投票日」が4月13日、市政をたくす「八尾市議会議員および市長一般選挙の投票日」は4月27日です。明るい、きれいな選挙を行い、むこう4年間の府政ならびに市政を安心してまかせられる人を選びましょう。

### ■八尾市で投票できる人

#### ◇府議・知事選挙

- 1.昭和30年4月14日以前に生まれた人で、昭和49年12月17日までに住民登録をした人
- 2.昭和49年12月13日から昭和50年4月12日の間に大阪府内に転出した人〔ただし、現(新)住所地の市役所市民課で居住証明書をもらい、投票所で提示しなければ

なりません〕

※他府県へ転出した人は投票できません。

#### ◇市議・市長選挙

○昭和30年4月28日以前に生まれた人で、昭和50年1月15日までに住民登録をした人

※八尾市を昭和50年4月26日以前に転出された人は投票できません。

○八尾市内で住所を変えられた人で、今年3月17日までに転居届け出をされた人は転居先の投票所で、3月18日以降に届け出された人は転居前の投票所で投票してください。

○選挙人名簿に名前がのっているかどうかを確認したい人は、選管事務局(電91-3881 内線522~3)までお問い合わせください。

### 「きれいな選挙」5つの提唱

- 1.よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう。
- 1.選挙法を守らない候補者はボイコットしましょう。
- 1.選挙にからむ祝儀、花輪などは辞退しましょう。
- 1.わたくしたちの代表の活動を常に見守りましょう。
- 1.議員等に祭りや団体旅行などの寄付をねだらないようにしましょう。

### ●立候補に関する説明会を開催

市議、市長選に立候補される人を対象に、次のとおり立候補に関する説明会を開催します。

- ☆とき 3月13日(木)午後1時30分~
- ☆ところ 労働会館分館(植松町5丁目8番32号)

当日、立候補に必要な関係諸用紙をお渡ししますので、必ず、印かんを持参してください。

# やお市政だより

第522号

2

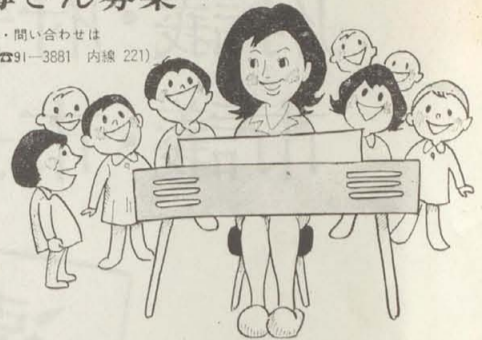
昭和50年2月5日

## 市の行事

2/11 (火)	☆建国記念の日	
12 (水)	<b>結婚</b> ☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター <b>家児</b> ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 <b>教育</b> ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.30 八尾保健所	
13 (木)	<b>家児</b> ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター <b>青少</b> ☆一般 (バスケットボール) 17.30-21.00 <b>更生</b> ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所	
14 (金)	<b>家児</b> ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 <b>教育</b> ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所 <b>身障</b> ☆3歳児検診(46年8月生まれの子) 13.00-14.30 八尾保健所	
15 (土)	☆近畿交通安全デー <b>青少</b>	
16 (日)	☆卓球スポーツ教室 10.00-12.00 竜華中 <b>結婚</b> <b>心配</b>	
17 (月)	<b>教育</b> ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 <b>家児</b> ☆ツベルクリン反応 14.00-15.30 八尾保健所 <b>心配</b>	
18 (火)	<b>交通</b> ☆出張献血 10.00-15.00 市立病院 <b>青少</b> ☆離乳食講習会 13.00-14.00 八尾保健所 <b>融資</b> ☆高血圧検診 13.00-14.30 八尾保健所	
19 (水)	<b>家児</b> ☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター <b>教育</b> ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 <b>人権</b> ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所	
20 (木)	<b>家児</b> ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター <b>青少</b> ☆一般 (バスケットボール) 17.30-21.00 <b>職業</b> ☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00-15.30 八尾小、中高安幼 <b>法律</b> ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 ☆未熟児相談 13.00-14.00 八尾保健所	
21 (金)	<b>家児</b> ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 <b>教育</b> ☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室 <b>身障</b> ☆3歳児検診(46年8月生まれの子) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00-15.30 竹洲東幼、大正幼	
22 (土)	☆卓球スポーツ教室 14.00-16.00 教育センター <b>青少</b>	
23 (日)	☆卓球スポーツ教室 10.00-12.00 長池小	
24 (月)	<b>教育</b> ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 <b>家児</b> ☆肢体不自由児相談 13.00-14.00 八尾保健所 <b>心配</b> ☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00-15.30 刑部小、永畑小	
25 (火)	<b>交通</b> ☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00-15.30 山本幼、長池小 <b>青少</b> ☆高血圧検診 13.00-14.30 八尾保健所 <b>融資</b>	

### 保母さん募集

申し込み・問い合わせは  
人事課(☎91-3881 内線 221)まで。



### 《地区ぐるみでネズミを退治しましょう》

2月はネズミ駆除強調月間です。各種伝染病を媒介し、衣類、家具などをかじり、被害を与えるネズミの退治は隣近所一斉に実施するのが効果的です。

期間中、衛生課では無料で殺ソ剤を配布しますので、希望される方は町会または婦人会の役員を通じて衛生課(☎91-3881内線361)までお申し込みください。

殺ソ剤は、パン、ビスケットなどのネズミの好物に塗りつけて使う新製品です。

### 《固定資産課税台帳の縦覧》

昭和50年度固定資産課税台帳を次のとおり関係者に縦覧します。

☆期間 3月1日(土)～20日(木) 午前9時～午後5時(日曜日を除く、土曜日は正午まで)

☆ところ 土地家屋課税台帳＝市民ホール1階で 償却資産課税台帳＝税務課で

**身障**＝身体障害者相談

**心配**＝心配ごと相談

**結婚**＝結婚相談 いずれも13時～16時 社会福祉会館で

**家児**＝家庭児童相談 10時～16時 社会福祉会館で

**青少**＝青少年愛護相談 9時～17時 教育センターで

**交通**＝交通相談 **法律**＝法律相談(当日午後0時45分受付)

**行政**＝行政相談 いずれも13時～16時 市民相談室で

**教育**＝教育相談 9時～教育相談室で

**融資**＝中小企業融資相談 10時～12時 産業課で

**人権**＝人権相談 14時～16時 教育センターで

**職業**＝高齢者職業相談 10時～15時 社会福祉会館で

**更生**＝更生相談 10時～16時 社会福祉会館で

### 《下宿をさがしています》

市教委では、今年4月採用する教職員のアパート・下宿をさがしています。

市内でアパート・下宿に入居させてくださる方がおられましたら市教委総務課(☎91-3881 内線464)まで。

### 《人権擁護相談》

人権擁護委員会では、基本的人権を擁護するため、毎月第3水曜日を定例相談日として、次のような相談を受け付けています。

- 姑の嫁いびり、老人への虐待
- 名誉、信用などの侵害
- 差別された場合
- 騒音、振動、悪臭など公害による被害

今月の相談日は2月19日(水)で、午後2時から4時まで教育センターで相談を受け付けます。

なお、相談には次の5名の人権擁護委員が応じます。(敬称略)

☆上田由松 ☆近沢武茂 ☆青井竹三郎 ☆米沢 保 ☆藤沢鈴彦

### 《1人300円の挙式》

婦人会館(本町3丁目 電22-6185)では、結婚式の費用が1人300円という結婚式場を開いていますので、ご利用ください。

### 《郵便局からのお知らせ》

郵便局では、「明るいくらしの設計簡易保険新加入運動」(1月～3月)の一環として今年小学3年生に入学される児童全員に「交通安全ハンカチ」と「交通安全ぬり絵」をお届けしています。

なお、簡易保険は各種事故災害こどもの教育、老後の生活の備えなどに役立つばかりでなく、払い込まれた保険料は簡保資金として学校、公営住宅、道路の建設などに還元融資され、住みよい社会をつくるために活用されています。くわしくは八尾郵便局まで。

☆みなさんの近くで善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

## お知らせ

### 年金のこと

#### ■国民年金保険料が改定されました

電 91-3881 内線320

国民年金法の一部改正により、今年1月から国民年金保険料(月額)が次のとおり改定されました。

	旧	新
○通常年金	900円(月額)	→1,100円
○再開5年年金	900円(月額)	→1,100円
○付加年金	1,300円(月額)	→1,500円

◎2月中旬に追加分納付書をお送りします  
お手もとに配布している保険料納付書では50年1月～3月までの保険料が改定前のままとなっています。そこで、改定後の差額分として、1～3月までの3カ月分計600円の追加分納付書を2月中旬にお送りします。

昭和50年1月～3月分をまだお納めでない方は、改定前の納付書(月額900円)の分と改定による追加分納付書(3カ月分600円)の分の両方を合わせてお納めください。

また、既に改定前の保険料で50年1月～3月分を前納されている方は、追加分のみを納めてください。

なお、お手もとの納付書、今回お送りする追加分納付書は5月1日以降は無効となりますので、保険料は必ず納期限内にお納めください。

### 老人のこと

#### ■向老期老人健康診査を受けましょう

電 91-3881 内線279

市では、今年2月から満60歳以上65歳未満の方を対象に、次のとおり向老期老人健康診査を行うことになりました。

この健康診査は健康管理、病気の早期発見早期治療のために行うものです。該当する方は健康保険証をもって社会課まで申し込んでください。

☆対象 昭和49年4月1日現在で満60歳以上65歳未満の人(被用者保険の本人を除く)

☆受診方法 八尾市医師会に加入している近くの医院で受けてください

☆持って行くもの 向老期健康診査受診票健康保険証

☆費用 無料  
くわしくは社会課社会係(社会福祉会館内)まで。

### 納税のこと

#### ■所得税確定申告と納税は2月16日から3月15日までです

電 92-1251(八尾税務署)

昭和49年分の所得税確定申告と納税は2月16日から3月15日までです。所得税の確定申告をされると住民税、事業税の申告をする必要はありません。

#### ■贈与税の申告と納税は3月15日までです

電 92-1251

49年中(1月～12月)に土地や家屋をはじめ現金、預金、株券など財産の贈与を受け、その額が基礎控除額(40万円)を越える場合、贈与税の申告が必要です。

なお、一時に納付が困難な方は延納ができます。くわしくは八尾税務署まで。

### 予防接種のこと

#### ■学童定期ジフテリア(第3、4期)予防接種を行います

電91-3881 内線360

定期ジフテリア(第3、4期)予防接種を次のとおり行います。該当する方は忘れずお受けください。

☆該当する人 4月に小、中学校に入学予定の児童

#### ＜日程＞

- 2月20日(木) 八尾小、中高安幼
- 21日(金) 竹淵東幼、大正幼
- 24日(月) 刑部小、永畑小
- 25日(火) 山本幼、長池小
- 26日(水) 東山本幼、桂小
- 27日(木) 竜華幼、久宝寺幼
- 28日(金) 南高安幼、南山本幼

時間はいずれも午後2時から3時30分まで  
なお、当日は母子手帳、問診票と上履きを持参してください。

お問い合わせは衛生課まで。

#### ●3種混合予防接種(2、3回目)を中止します

厚生省の指示により、3種混合(ジフテリア、百日ぜき、破傷風)予防接種を一時中止することになりました。

したがって、1月20日号でお知らせした第2、3回目の接種は中止いたします。

なお、再開する場合は「市政だより」等でお知らせします。

### 身体障害者のこと

#### ■身体障害者職業訓練生を募集しています

電 0722-41-3545

大阪身体障害者職業訓練校では、次のとおり身体障害者職業訓練生を募集しています。

☆対象 障害の固定した肢体不自由な人  
☆募集科目 縫製機械整備(ミシン組立)＝男、洋裁＝女、機械製図・時計修理・洋服園芸・事務・デザインなど＝以上男女

☆選考日 3月27日(木) 学科試験(義務教育修了程度)および面接選考を行います

☆申し込み 所定の入校願書、診断書をもって近くの公共職業安定所まで

### 「モニターのこと

#### ■府では、50年度府政モニターを募集しています

電06-941-0351 内線2091(府公聴課)

府では、府政についての建設的な意見、要望、提案などをおききし、府政運営の参考にするため府政モニターを募集しています。

☆応募資格 20歳以上の府民(府および府下各市町村の公務員を除く)

☆任期 昭和50年4月～51年3月

☆謝礼 年額12,000円程度

☆募集人員 300名

☆選考 地域別、性別、年齢別の構成ならびに課題作文等を考慮して選考

☆申し込み 3月15日(当日消印有効)までに所定の申込用紙(府公聴課、府民センターにあり)で、〒540 大阪市東区大手前之町大阪府知事室公聴課まで。

なお、申込用紙の郵送をご希望の方は、住所、氏名を記入し、20円切手を貼った返信用封筒を同封して同課まで。

### 排水設備工事のこと

#### ■排水設備工事責任技術者認定試験を行います

電 91-3881 内線394

八尾市排水設備工事責任技術者認定試験委員会では、次のとおり排水設備工事責任技術者認定試験を行います。

☆資格 昭和50年1月1日現在で20歳以上の人で、①新制高校または旧制中学卒以上の学力を有し、上下水道および水洗便所の工事の設計または施工に関し3年以上の経験がある人、②引き続き7年以上、上下水道の工事の設計または施工に従事した経験がある人、③その他、市長が資格があると認めた人

☆試験(筆記) 2月28日(金)午前9時～正午 教育センター内集会室で(合格者のみ3月10日(月)に口頭試験あり)

☆認定 合格者に認定書を交付

☆申し込み 2月5日(水)～2月19日(水)の間に、指定申込用紙(下水道部管理課にあり)に必要な書類と手数料500円を添えて下水道部管理課まで。

くわしくは同課まで。

◎受験者向け講習会を開催

認定試験の受験者を対象に次のとおり講習会を開きます。

☆とき 2月25日～27日 午前9時～正午

☆ところ 労働会館分館(植松町)3階集会室で



### 市立山本球場のこと

#### ■山本球場日曜・祝日使用の公開抽選を行います

電 23-5101

市立山本球場を3月から5月までの日曜・祝日に使用ご希望の方を対象に、次のとおり使用の公開抽選を行います。

☆申し込み 2月10日～2月20日の間に教育センター内体育振興課まで(電話、郵便による申し込みは一切受け付けません)

☆抽選 2月24日(月)午後6時～教育センターで

抽選当日は必ず出席してください。(定刻までに出席されない場合は棄権とみなします)なお、申し込みは半日使用に限ります。

### 水道のこと

#### ■水道の水もれをお確かめください

電 22-1661

最近、床下や壁など目に見えない箇所からの水もれが多く発生しています。

急に水道の使用量が増えたときはそのおそれがあります。ジャロを全部しめ、水道メーターの赤い針または中央の赤い星印がまわっていないかを確かめてください。まわってればメーターとジャロの間のどこかで水もれしています。

発見された場合はすぐ水道局までご連絡ください。家をいためる原因にもなりますし、水もれ分は使用者の負担となります。

### 職員募集のこと

#### ■水道局では、技術職員(修繕作業員)を募集しています

電 22-1661

水道局では、次のとおり技術職員(修繕作業員)を募集しています。

☆資格 昭和28年4月2日以降に生まれた男子で義務教育を修了した人

☆申し込み 受験申込用紙(水道局総務課で交付)に必要な事項を記入し、2月5日(水)から2月14日(金)までの間に水道局総務課まで。(ただし、日曜、祭日、土曜の午後を除く)

#### ■市では、労務職員を募集しています

電91-3881 内線221

市では、男女労務職員(調理・掃除・洗たく・連絡・作業)を募集しています。受験申し込みは2月5日(水)から2月14日(金)までの間に人事課まで。

くわしくは同課まで。



# やお市政だより

第522号

4

昭和50年2月5日

## 市の話題

### ●灰にすな郷土の古文化財

文化財防火デー（26日）を前に、消防本部は24日、市教委、関西電力の協力で古文化財をかかえる社寺の立ち入り検査と社寺周辺の高安山ろくに山火事防止を呼びかける警告板の取り付けを行いました。

この日検査したのは、重要文化財の十一面観音像がある感応院（恩智）、府重要美術品の如意輪観音像がある大聖勝軍寺（太子堂）など6社寺。電気配線や消火器の設置など8項目をきびしく点検しましたが、各社寺とも防火意識が高まっていて、結果はいずれも良好でした。（写真は感応院で）



### ●寒さなんかふっとばせ／保育児らがタコあげ

14日、寒空のなか市立西郡保育所と桂保育所の保育児約300名が市営桂公園（桂町4丁目）の球場でタコあげ大会を行いました。

タコはすべてこどもたちの手で作ったもので、ビニール袋をふくらませてそれに細長い紙切れをつけたタコ、包装紙などの廃品を利用して作ったタコなど創意と工夫に富んだものばかり。

この日はあいにく無風でタコは舞い上がり、むしろ球場内を走り回ったこどもたちの方が、頬の真っ赤な「タコ」になりました。



### ●保母さん「ヤーイ」

保母さん不足で頭をかかえている市では、ことしからこれまでの定期募集を常時募集に切り替え、募集ポスター1,000枚を全国の学校に送ったり、市内ターミナルや広報板に掲示しました。

現在、市立10保育所には242名の保母さんが働いていますが、退職保母の補充や50年度開設予定の3保育所に必要な保母など、この4月までに最低100名を確保しなければならぬ状態です。ところが昨年9月と11月の定期採用試験での合格者のうち、就職の確約がとれたのは46名だけ。このため市人事課では「保母さんはぜひ八尾市へ」とPRに懸命。



### ■妊娠とくすり

妊娠と知らずにくすりを飲んであとで妊娠しているとわかり、もしや奇形児が生まれるのではないかと心配されている人も多いのではないのでしょうか。最近、くすりが胎児にどんな影響があるかとよく騒がれていますので、今回はくすりが妊娠に及ぼす影響について簡単に述べます。

赤ちゃんを産みたい人で、今月来るべき月経が無く、どうしてもくすりを飲まなければならぬときには、すぐ医師の診察を受け、妊娠が否かを決定してもらわねばなりません。

というのは、この時期がくすりにより多少胎児に影響があるからです。ちょうど「つわり」の始まる頃だと思えばよいでしょう。この時期は胎児も胎盤も未完成で、くすりが流産や奇形児を起こす原因になる場合があるからです。

くすりにも胎児や胎盤に影響するものと、しないものがありますので、飲む場合は注意することです。妊娠が進み5カ月ぐらいになると、くすりを飲んでも「つわり」

の時期ほど胎児に対する影響が少なくなりますので、あまり神経質になる必要はありませんが、どうしてもくすりを飲まなければならぬときは、かかりつけの医師に妊娠であることを告げ、くすりをもらってください。妊婦さんで、便通がないために自分勝手に下剤を飲む人をみかけますが、それによって陣痛が起こり早産する危険があるので注意しなければなりません。



### 八尾市医師会

そのほか胃や腸のレントゲン検査は妊娠中、とくに初めの3カ月間は避けるべきでしょう。種痘

やインフルエンザなどの予防注射も妊娠中はなるべく受けない方がよいでしょう。くすり以外にタバコをよく吸う人がいますが、それにより未熟児や平均体重の少ない子が生まれることがあります。食物もA.F.2や合成着色料の入ったものなどはなるべく避け、自然食品にすべきでしょう。

妊娠中にくすりを飲まなければならぬときは、医師とよく相談し健康な赤ちゃんを産んでください。

### 夜間中学生ぼしゅう！

やかんちゅうがくせい

- ・中がっこう そつぎょうのしかくがなくてこまっている人
  - ・小がっこうや中がっこうをそつぎょうできなかった人
  - ・4月からがんばってべんきょうしましょう
  - ・もうしこみはつぎのところへ
- ☆八尾市教育委員会  
やおしきょういくいんかい
- でんわ91-3881 内線466 (ごぜん10じから ごご4じまで)  
☆八尾中学校  
やおちゅうがっこう  
でんわ 98-9551 (よる) / 23-4421 (ひる)  
(ごご4じから7じまで)  
ただし、やすみの日はのぞきません

## しあわせを築く道 部落解放をめざして⑱

私たちが毎日生活する中で、お互いが差別と気づかずに交わっていることはとりあげ、考えてみたいと思います。

### ＞なんや、女のくせにく

ある懇談会の席上のことです。司会者が参会者に対して発言を求めました。一婦人が最初に手を上げて発言をした。その時、ささやかれたことば

「なんや、女のくせに出しゃばって……」

### ＞子どもには、わかれへんく

「おかあちゃん。〇〇君の家に遊びに行ってくるで」

「あかん」

「なんでや？」

「あそこの家は、がらが悪いさかいにな」

「なんや、〇〇君と関係ないかな」

「子どもには、わかれへん。遊ぶのんやめとき」

### ＞結婚さしまへんく

「新憲法のもとでは、男女の交際は自由であ

るし、恋愛も大いに賛成します。男女両性の合意があれば、結婚してよいということもわかっています。しかし、親として相手の人をよく調べな、よう結婚さしまへん」

### ＞あこの家やったらく

車中での会話

「Aさんの息子さん、こんど〇〇大へ入らしたんやて」

「ふーん、せやけど、なんぼええ大学へ行かはっても、就職の時にはうまいかんわ」

「なんでやの」

「ええ大学卒業しても、あこの家柄から考えたら無理やと思うわ」

このように相手の立場も考えず、深く相手を理解しようとしないうで軽蔑し、相手を傷つけたり、苦しめたり、悲しませていることがよくあると思います。

私たちの身のまわりには、これと同じような差別や、差別意識が根強く存在しているの

ではないでしょうか。

男女の差別、貧富の差別、身分・家柄の差別、結婚の差別、部落差別など、民主社会といわれているはずの日本にも、このような封建的なまがった考えが残っています。

このことは、「しあわせに生きる権利」。基本的な権利がいたるところで踏みこじられていることになるのです。その中でも特にきびしく、集中的に人権を踏みこじられているのが被差別部落の人たちなのです。

被差別部落の人たちは、職業を自由に選ぶこと、住居を自由に移すこと、愛する人と結婚することなどの自由が著しく侵害されてきました。また国民の権利である教育からも多くの人たちがはずされてきたのです。

これらのことは、すべての国民に保障されねばならない「しあわせに生きる権利」が奪われてきたということにほかなりません。

この差別をこのままにしておくことは、多くの不合理に目をつぶることになり、ひいて

は自分たちのかかわりあいのうえでも、つらい、悲しいことが起こりかねないのではないのでしょうか。

私たちは、しっかりと自分を見つめ、何が差別かを見ぬき、みきわめ、まわりにある部落差別をはじめとするさまざまな差別、不合理、矛盾をなくしていくことが大切です。

これらは国民ひとりひとりが、自分の問題として取り組まなければ解決できないのではないのでしょうか。

「私は差別していません」「いずれよくなるだろう」「私の問題ではない。誰かがやってくれるだろう」という考え方は、決して世の中から差別はなくなりません。

ひとりひとりが差別性に気づき、ひとりひとりがそれを改めようとして努力することが必要です。

八尾市民のみなさん、共に手をとりあって部落差別はもとより、身のまわりの一切の差別を追放しようではありませんか。